

## 窓口負担額の例

- 医療費助成制度の窓口負担は、1医療機関・薬局等ごとに発生します。
- 同じ月内に、複数の医療機関・薬局等を受診された場合、それぞれの窓口負担額の上限額までお支払いください。

## 外 来

### -窓口負担額（例：こども医療・中学生の場合）-

- ① 同じ日に、同じ医療機関等で午前と午後に受診した場合、2割負担で 1 日上限 400 円が窓口負担額となります。

| 事 例 | 窓口負担額     | 午 前     | 午 後   | 計       |
|-----|-----------|---------|-------|---------|
| 例1  | 医療費       | 600 円   | 700 円 | 1,300 円 |
|     | 医療保険(3 割) | 180 円   | 210 円 | 390 円   |
|     | こども医療     | 120 円   | 140 円 | 260 円   |
| 例2  | 医療費       | 2,700 円 | 700 円 | 3,400 円 |
|     | 医療保険(3 割) | 810 円   | 210 円 | 1,020 円 |
|     | こども医療     | 400 円   | 0 円   | 400 円   |

- ② 同じ月内に、同じ医療機関等に複数回受診した場合、3日目以降は窓口負担額が 0 円となります。

| 事 例 | 窓口負担額    | 1 日目    | 2 日目  | 3 日目    | 4 日目  |
|-----|----------|---------|-------|---------|-------|
| 例3  | 医療費      | 2,700 円 | 700 円 | 2,500 円 | 600 円 |
|     | 医療保険(3割) | 810 円   | 210 円 | 750 円   | 180 円 |
|     | こども医療    | 400 円   | 140 円 | 0 円     | 0 円   |

- ③ 複数の診療科を設置している総合病院の場合、同じ日に複数の診療科を受診しても、1 日上限 400 円が窓口負担額となります。

| 事 例 | 窓口負担額     | 同一医療機関     |         |         |
|-----|-----------|------------|---------|---------|
|     |           | 内 科        | 眼 科     | 計       |
| 例4  | 医療費       | 700 円      | 400 円   | 1,100 円 |
|     | 医療保険(3 割) | 210 円      | 120 円   | 330 円   |
|     | こども医療     | 合わせて 220 円 |         |         |
| 例5  | 医療費       | 700 円      | 2,500 円 | 3,200 円 |
|     | 医療保険(3割)  | 210 円      | 750 円   | 960 円   |
|     | こども医療     | 合わせて 400 円 |         |         |

- ④ 複数の診療科を設置している総合病院の場合でも、歯科は別に 1 日上限 400 円の窓口負担額が必要となります。

| 事 例 | 窓口負担額     | 同一医療機関(同一日受診) |         |         |         |
|-----|-----------|---------------|---------|---------|---------|
|     |           | 内 科           | 眼 科     | 歯 科     | 計       |
| 例6  | 医療費       | 1,000 円       | 900 円   | 3,100 円 | 5,000 円 |
|     | 医療保険(3 割) | 300 円         | 270 円   | 930 円   | 1,500 円 |
|     | こども医療     | 合わせて 380 円    |         | 400 円   | 780 円   |
| 例7  | 医療費       | 700 円         | 2,500 円 | 3,100 円 | 6,300 円 |
|     | 医療保険(3 割) | 210 円         | 750 円   | 930 円   | 1,890 円 |
|     | こども医療     | 合わせて 400 円    |         | 400 円   | 800 円   |

- ⑤ 薬局でも、1 日上限 400 円が窓口負担額となります。  
 同じ日に複数の診療科や歯科の処方せんを持参された場合も、合算して 400 円までとなります。  
 午前と午後で別の診療科の処方せんを持参された場合も同様です。

| 事 例 | 窓口負担額    | 同じ薬局に複数の処方せんを持参した場合 |       |       |         |
|-----|----------|---------------------|-------|-------|---------|
|     |          | 内科                  | 外科    | 歯科    | 計       |
| 例8  | 医療費      | 2,500 円             | 700 円 | 600 円 | 3,800 円 |
|     | 医療保険(3割) | 750 円               | 210 円 | 180 円 | 1,140 円 |
|     | こども医療    | 合わせて 400 円          |       |       |         |

※処方せんの有効期間にご注意ください。

## 入 院

### -長期にわたり入院した場合-

(高齢)重度障害者医療・ひとり親家庭等医療受給者の方が、連続する3か月において窓口負担額(入院医療費)を支払った場合、4か月目以降は無料(保険のきかない医療費や食事代などは除く)となります。

#### ① 転院した場合

3か月目に転院した場合(A 病院→B 病院)でも、4か月目(11 月)の自己負担額は不要となります(前後の入院期間を通算)。この場合、一旦、B 病院で窓口負担額をお支払いいただきますが、後日申請により払い戻します。

| 例1 |      | 8月  | 9月  | 10月             | 11月 |
|----|------|-----|-----|-----------------|-----|
|    | 医療機関 | A病院 | A病院 | A病院<br>↓<br>B病院 | B病院 |
|    | 窓口負担 | 必要  | 必要  | 必要              | 不要  |

※10月分は、A 病院と B 病院それぞれに対し窓口負担額の支払が必要です。

#### ② 他都市から転入した場合

長期間の入院中に他都市から転入した場合、転入後の4か月目(12 月)から窓口負担額が不要となります(神戸市医療費助成制度の受給期間のみを通算)。この場合、一旦、B 病院で窓口負担額をお支払いいただきますが、後日申請により払い戻します。

| 例2 |      | 8月  | 9月          | 10月             | 11月 | 12月 |
|----|------|-----|-------------|-----------------|-----|-----|
|    | 住 所  | 大阪市 | 大阪市<br>→神戸市 | 神戸市             | 神戸市 | 神戸市 |
|    | 医療機関 | A病院 | A病院         | A病院<br>↓<br>B病院 | B病院 | B病院 |
|    | 窓口負担 | 必要  | 必要          | 必要              | 必要  | 不要  |

※10月分は、A 病院と B 病院それぞれに対し窓口負担額の支払が必要です。

③ 窓口負担額に変更がある場合

重度障害者医療費助成の受給者で、入院期間中に、一般区分(入院月額上限 2,400 円)と低所得区分(入院月額上限 1,600 円)に変更があった場合でも、4 か月目から窓口負担額が不要になります。

| 例3 |        | 8月 | 9月  | 10月 | 11月 |
|----|--------|----|-----|-----|-----|
|    | 窓口負担区分 | 一般 | 低所得 | 低所得 | 一般  |
|    | 窓口負担   | 必要 | 必要  | 必要  | 不要  |